

令和 8 年度地域包括支援センター運営方針について

1 趣旨

介護保険法第 115 条の 47 第 1 項の規定に基づき、市が委託先の地域包括支援センターへ示す、令和 8 年度地域包括支援センター運営方針について諮問するものである。

別紙「令和 8 年度地域包括支援センター運営方針（案）」のとおり